

- (2) 小売業を行う者
イオン九州株式会社
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 代表取締役 松井 博史
他は未定
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成16年10月26日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,500平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数
110台
- (2) 駐輪場の収容台数
22台
- (3) 荷さばき施設の面積
130平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
52立法メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イオン九州他 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成16年2月26日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室
平成16年3月22日から平成16年7月21日まで

熊本県公告第266号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき平成15年10月10日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により八代市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成16年3月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションモール八代
熊本県八代市横手町字操ノ内1501-1
- 2 市町村意見の概要
届出に対する意見はない。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室
平成16年3月22日から平成16年4月21日まで

熊本県公告第267号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき平成15年10月21日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により人吉市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成16年3月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ人吉店
熊本県人吉市上薩摩瀬町1458番地1 ほか
- 2 市町村意見の概要
幹線国道に接していることから、安全確保のための警備員の配置、若者の暴走行為等を防止する対策に努め、騒音防止や廃棄物処理等の環境への取組みについては、関係法令等に基づき適切な措置を講じていただき、さらに敷地内の緑化などについても積極的に取り組んでいただきたい。なお、水道施設等については水道事業者と別途協議を行うこと。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局振興調整室